府　令

○内閣府令第八十二号

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第二号ロの規定に基づき、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外） **第十九条**　［略］ ［２～４　略］ ５　令第十二条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。 一　その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品（以下「各銘柄の有価証券等」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下この項及び次項において「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、次のイからハまでに掲げる場合には、当該イからハまでに定める金銭をもって取得することができる。 ［イ・ロ　略］ ハ　当該各銘柄の有価証券等に、その募集に応じるために株券等（金融商品取引法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。ハにおいて同じ。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。ハにおいて同じ。）を行うとすれば当該買付け等の後における当該募集に応じる者の所有（同項第一号に規定する所有をいう。ハにおいて同じ。）に係る株券等の株券等所有割合（同号に規定する株券等所有割合をいう。）が百分の三十を超えることとなる場合又はその募集に応じる前における当該募集に応じる者の所有に係る株券等の株券等所有割合（当該募集に応じる者を当該株券等の買付け等を行う者とみなして同条第八項の規定の例により計算した同号に規定する株券等所有割合をいう。）が既に百分の三十を超えている場合におけるこれらの株券等が含まれる場合　当該株券等に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株券等を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭 二　［略］ ［６～10　略］	（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外） **第十九条**　［同上］ ［２～４　同上］ ５　［同上］ 一　その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品（以下「各銘柄の有価証券等」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下この項及び次項において「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める金銭をもって取得することができる。 ［イ・ロ　同上］ ［号の細分を加える。］ 二　［同上］ ［６～10　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府　令　・　省　令

○内閣府
財務省令第七号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第八十五条の三第一項及び第三項第七号、第八十五条の四第一項並びに第八十五条の六第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定海外事業計画の認定等に関する命令を次のように定める。

令和八年九月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定海外事業計画の認定等に関する命令

（定義）

第一条　この命令において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。